

## 就学援助制度

義務教育の子女を持つ経済的に困窮している家庭に対して、就学援助の制度があります。これは学校でかかる諸費用を市町村が援助する制度です。困窮の度合いに応じて要保護世帯と準要保護世帯に分けられます。

### 1 要保護児童生徒

保護者が生活保護法の規定（6条2項）による保護を受けている児童生徒。就学援助費は、修学旅行費と医療費、給食費が支給対象で、その他の費目は生活保護費の中の教育扶助費として支給されています。

### 2 準要保護児童生徒

生活保護は受けていないが、要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒。就学援助費は、学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費等が支給対象です。

### 3 就学援助費支給額の例（年額）

支給費目や支給額は、市町村が独自に設定しているため、同じではありません。下記はある市の例です。

費目	小学校	中学校	支給時期	対象	
				要	準
学用品費	11,420円	22,320円	年3回支給 (7月・12月・3月)		○
通学用品費（1年生以外）	2,230円	2,230円	年3回支給 (7月・12月・3月)		
新入学児童生徒学用品費 (ランドセル、制服代など)	40,600円	47,400円	入学前の3月		○
校外活動費	宿泊なし	2,270円	行事終了後	○	○
	宿泊あり	交通費、見学料、 宿泊料の実費	交通費、見学料、 宿泊料の実費	行事終了後	
修学旅行費 (宿泊費、交通費、見学料等)	実費	実費	行事終了後	○	○
通学費	実費 (片道4km以上)	実費 (片道6km以上)	年3回支給 (7月・12月・3月)		○
学校給食費	無料（教育委員会が実費を負担）		—	○	○
医療費	虫歯等の10種類に対し、自己負担が無料になる医療券を渡す		治療終了後	○	○
日本スポーツ振興センター 共済掛金	920円（教育委員会が掛金を負担）		—	○	○
その他	PTA会費／体育実技用具代（柔剣道用）／生徒会費 ／部活動費／卒業アルバム代／消耗品費…等 市町村によって援助内容が異なります。				○

\* 上記の費目（年額）を合計したものを「学校納入金」と言います。

\* 「要・準要」共に学校納入金の請求をしないわけではありません。集金は他の保護者と同様にしますので、一旦払って、後から補助金が出るという仕組みです。

#### 4 要保護と準要保護の違いがよくわからない

端的に言うと、国（厚労省）が認定した生活保護世帯は、自動的に要保護世帯となるのに対し、市町村教育委員会が認定するのは、準要保護世帯となります。

要保護世帯は、国から「教育扶助費」として就学援助費と同等の費目が支給されているので、市町村で重複して支給する必要はないのではないかと考えられがちですが、国の補助には含まれていないのが「修学旅行費」と「医療費」です。その2つに関わる費用を市町村が援助しますという制度が就学援助費なのです。

#### 5 申請手続き

市の教育委員会から、「就学援助制度のお知らせ」が学校経由で全保護者に配られます。申請を希望する家庭は、市の教育委員会や学校の事務室から「就学援助申請書」をもらい、学校の事務室に下記の必要書類を提出します。

申請は年間を通じて随時可能です。あとは学校の事務さんから認定基準等の詳しい説明があります。（書類審査だけでなく、民生委員との面談が必要な市もあるようです）

- (1) 生活保護を受けている世帯 … 就学援助申請書を提出すれば要保護と認定されます。
- (2) 児童扶養手当を受けている世帯 … 就学援助申請書と児童福祉手当証書のコピーを提出すれば準要保護の認定対象となります。
- (3) その他の困窮世帯 … 就学援助申請書と前年度の所得のわかる源泉徴収票等のコピーを提出すれば準要保護の認定対象となります。

\* 4月に手続きをした場合、認定の結果がわかるのは7月頃の様です。  
(認定されると、申請した4月にさかのぼって支給されます)

#### 6 援助費の受け取り方法

申請書の中に、学校から受け取るか、口座振り込みかを希望する欄があるので、そこに記入すれば、その通りとなります。学校から受け取る場合には、事務室に保護者が行き、現金で受け取ることになります。ただ口座振り込みにしてあっても、学校納入金が未納の家庭には、学校での支給に切り替わり、未納額を差し引いた残額の支給になる市町村もあるようです。

#### 7 保護者の心配事

保護者の中には、就学援助を申請したいが、今の収入で通るのだろうかとか、プライバシーは守られるのか、子どもがいじめを受けるのではないかと等、いろいろな心配事があり、迷っている人がいるかもしれません。

##### (1) プライバシーは守られます

教育委員会から保護者への「支給のお知らせ」等の文書の配付は、学校の事務室から担任に封書で渡され、担任は開封することなく子どもに手渡しをします。あて名は保護者あてになっているので、その場で開封することはありません。担任は事情を知っていますので、さりげなく子どもに渡します。それを見たまわりの子ども達も、関心を示すことはまずありません。なぜなら、学校からの配付文書は毎日のようにあり、PTA役員の子どもに対しても同様の封書が配られるのはよくある事です。

学校によっては担任を経由せずに直接事務室で子どもに渡す場合もありますし、保護者が直接学校の事務室に行き受取ったり、教育委員会で受け取ったりという方法もあります。（保護者の意向に沿います）

学級で集金をする場合でも、担任は全員に集金袋を渡しますが、集金日には、該当の子どもは中身が空の集金袋を提出します。担任はそのまま受け取って他の子にはわからないようにしています。

学校内でも就学援助を受けている家庭であることを知っているのは担任の他に管理職や学校栄養士ぐらいです。職員会議で氏名が出ることもありません。同じように就学援助を受けている他の家庭にも知られることはありません。あえて言うなら民生委員でしょうか。ただ民生委員はそのような家庭を最も大事にする方達ですから、もれることはありません。守秘義務もありますし。

## (2) いじめられることはありません

この制度を利用していることはまわりにはわからないので、これが原因でいじめられることはありません。過去にも聞いたことはありません。

## (3) 子どもに話すかどうか

これは保護者の考え次第です。子どもにはよけいな心配をかけたくないからと黙っていることもありかと思えますし、子どもが封筒の中身について親に聞いてきた時にきちんと話をすることもありかと思えます。

子どもは賢いです。ある程度年齢がいくと、親が苦勞をしている現状や、家庭の経済状況を受け入れ、自分の欲しいものも我慢するようになります。そんなときは、包み隠さず現状を話し、支援を受けているから我慢しなくてもいいんだよと言ってあげてください。

もしかして、その子は将来福祉の道に進んで、困っている人を助ける仕事に就くかもしれないですから。

## 7 担任としての留意点

- ・ 該当の子どもに文書を渡すときは、全体の場で渡すよりも、「あとで事務室に寄ってね」というように他の子がいない場所で渡すような配慮があるといいと思います。例えば学級で同じように封筒を渡される子が複数いた場合、同じタイミングで渡されると、勤のいい子どもはそのことを家に帰ってから言い、あらぬうわさが立たないとも限りません。
- ・ 特定の子どもを特別扱いしないのは当然のことです。普通にほめ、普通に叱ります。学級経営では、差別的な発言に敏感になりましょう。聞き流してはいけません。もし差別的な発言があったときは、全体指導のチャンスです。その時のために、何を話すのか準備しておきましょう。

● 初任者向けに書いていたつもりが、いつの間にか保護者向けになってしまいました。

私は思うのです。長い人生の中には、人の支援が必要なときがあります。病気になったとき、事故に遭ったとき、急に失業したとき、そんなときに手を差し伸べてくれる人を断ってはいけません。経済的な支援が必要なときに手を差し伸べてくれるのであれば、それに甘えましょう。決して恥ずかしいことではないのです。子どもにつらい思いをさせてはいけません。のびのびと育ててほしい、それは親の願いですから。

前を向くために、今は受け入れて元気になりましょう。元気になったら、今度はあなたが誰かに手を差し伸べればいいわけですから。